

## 福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知  
制 定 平成 25 年 2 月 26 日 付 け 24 生 産 第 2875 号  
最 終 改 正 令和 3 年 4 月 1 日 付 け 3 生 産 第 2335 号

### (通則)

第 1 福島県営農再開支援事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第 2 この補助金は、福島県営農再開支援事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 生産第 2875 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業（以下「支援事業」という。）に要する経費として、福島県（以下「県」という。）における営農再開を支援するための基金（以下「基金」という。）を造成することを目的とする。

### (交付の対象等)

第 3 農林水産大臣は、必要と認めるときは、予算の範囲内において、県に対し、基金の造成に必要な経費の一部に充てるための補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。

3 第 1 項において造成した基金により実施する支援事業は、令和 7 年度末までに終了するものとする。

### (交付の申請)

第 4 県は、補助金の交付を受けるため、申請を行うときは、別記様式第 1 号による交付申請書に別記様式第 2 号による支援事業計画書を東北農政局長に提出するものとする。

### (交付の決定)

第 5 東北農政局長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書により県に通知するものとする。また、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて、当該通知を行うものとする。

2 第4項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付の条件)

第6 県は、支援事業の実施及び基金の運用に当たっては、次に掲げる条件に従わなければならない。

- 一 第4で提出された支援事業計画書において予定されていた内容の変更をする場合には、別記様式第3号による支援事業変更申請書を東北農政局長に提出し、承認を受けること。
- 二 支援事業を中止し、又は廃止する場合には、東北農政局長の承認を受けること。
- 三 支援事業が予定期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合には、速やかに東北農政局長に報告し、その指示を受けること。
- 四 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、第2の目的に反して、基金を取り崩し、処分し又は担保に供してはならないこと。
- 五 基金は元本割れを起こさない方法で運用し、かつ運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れること。
- 六 県は、基金事業が完了したとき（第2号における支援事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して70日を経過した日までに別記様式第4号による支援事業完了報告書を東北農政局長に提出しなければならないこと。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、東北農政局長の承認を受けること。

(申請の取下げ)

第7 県は、第5の通知を受けたとき、当該通知書の内容及び第6に基づき付された条件に不服がある場合は、補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 県は、前項の規定により申請を取り下げようとする場合、第5の通知のあった日から15日以内に、別記様式第5号による交付申請取下げ届出書を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第8 県は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分した上で、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 県は、前項の帳簿及び証拠書類については、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年を経過した日まで、これを保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第9 県は、補助金に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別

計上金額を明らかにする別記様式第6号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(補助金の請求)

第10 県は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による支払請求書を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第11 県は、基金の造成が完了したときは、完了の日から起算して1箇月以内に別記様式第8号による基金造成実績報告書を東北農政局長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 東北農政局長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の内容が第5で決定した補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県に通知するものとする。

2 東北農政局長は、前項の規定により県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(県が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、東北農政局長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13 東北農政局長は、第6第2号の支援事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5で交付決定された補助金の交付内容の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく東北農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

二 県が、補助金を支援事業以外の用途に使用した場合

三 県が、支援事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をした場合

2 東北農政局長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 東北農政局長は、第1項第1号から第3号に該当するものとして取消しをした場

合において、前項の返還を命ずるときは、返還に係る金額に対して、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 12 条第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（残余財産の処分の制限等）

第 14 県は、支援事業が終了した後に当該事業に係る残余財産の処分を行うときは、東北農政局長の承認を受けた後でなければ、これを行うことができない。

2 県は、前項において東北農政局長の承認を受けたときは、基金を造成するために交付した補助金の金額を限度として東北農政局長が定める金額を、国に納付しなければならない。

（支援事業及び基金の状況報告）

第 15 東北農政局長は、基金事業及び基金の管理又は運用について、特に必要と認めるときは、県に対して、書面により状況を報告するよう命ずることができる。

（是正のための措置）

第 16 東北農政局長は、支援事業及び基金の管理又は運用が適正に実施されていないと認めるときは、県に対して是正のための措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金 交付申請書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

下記のとおり事業を実施したいので、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱第4の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

1 支援事業の目的

2 交付申請額 金 円

3 基金造成に係る計画

(1) 基金の保有区分	(2) 保管予定額	(3) 備考
	円	
合計額		

(注)

- 1 基金の保有区分は、金融機関への預託等保有形態別に記載すること。
- 2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、予定年利利率等を記載すること。

4 添付書類

- (1) 基金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) 基金又は基金事業に関し必要な事項を定めた条例、規則、その他福島県が定める関係規程等

別記様式第2号（第4関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金に係る支援事業計画書

支援事業の 内容	支援事業の 期間	事業費 (円)	補助金 (円)
福島県営農再開支援事業に要する経費			
合 計			

別記様式第3号（第6第1号関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金に係る支援事業変更申請書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱第6第1号の規定に基づき申請する。

記

1 変更理由

2 添付書類

- (1) 変更後の支援事業計画書
- (2) 基金管理状況を示した書類
- (3) その他必要な書類

別記様式第4号（第6第6号関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金に係る  
支援事業完了（中止又は廃止）報告書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、平成 年 月 日をもって完了（中止又は廃止）したので、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱第6第6号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 支援事業の名称及びその内容

2 支援事業の期間

3 支援事業収支状況

(1) 支出実績額	円（支援事業予算額	円）
(2) 補助金充当額	円 交付決定額	円

4 基金の運用実績

(1) 基金造成額  
(2) 基金取崩額  
(3) 基金運用損益  
(4) 基金残高

5 添付資料

(1) その他、支援事業の内容を確認するために必要な資料  
(2) 基金を運用した場合にあっては、これを確認するに足る書類



別記様式第5号（第7第2項関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金 交付申請取下げ届出書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県営農再開支援事業推進費補助金について、下記の理由により取り下げたいので、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱第7第2項の規定に基づき届け出る。

記

（取り下げ理由）

別記様式第6号（第9関係）

平成 年度  
農林水産省所管

福島県営農再開支援事業推進費補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考	
補助事業名	交付決定額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算額	収入額	科目	予算額	うち国庫補助金相当額	支出額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額		
	円	定額		円	円		円	円	円	円	円	円	円	
福島県営農再開支援事業														

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する福島県の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳まで記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業に係る福島県の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を括弧を用いて内書すること。

別記様式第7号（第10関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金 支払請求書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県  
営農再開支援事業推進費補助金について、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱  
第10の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第11関係）

平成〇〇年度福島県営農再開支援事業推進費補助金 基金造成実績報告書

番 号  
年 月 日

東北農政局長 殿

所在地  
福島県知事 氏名

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった福島県営農再開支援事業推進費補助金について、福島県営農再開支援事業推進費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の交付の内容

2 基金造成の収支決算

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 収入の部（補助金）   | 円 |
| (2) 支出の部（基金造成額） | 円 |

（注）基金の口座に係る金融機関の預金残高証明書を添付すること。